

有料職業紹介事業

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、取扱い職種の範囲等を明示します。

求職者の皆様へ

1 取扱職種の範囲等

国内の全職種(港湾運送業務と建設業務を除く)

2 手数料表に関する事項

求職者の方から手数料は頂戴いたしません。

求人者の皆様へ

1 取扱職種の範囲等

国内の全職種(港湾運送業務と建設業務を除く)

2 手数料表に関する事項

求職者の方から手数料は頂戴いたしません。

求人者の方から頂戴する手数料は以下のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	_____ 0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理后、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の style="text-align: right;">_____ 30% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(最大 1 年間)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の style="text-align: right;">_____ 30% 手数料負担者は 求人者 とします。

求人への充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後、1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の _____ 30% 手数料負担者は 求人者 とします。
---	--

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

3 苦情の処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者となります(※)。
 苦情の申出があった場合は、誠意をもって対応致します。

4 個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。

当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

- 4.1 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、取締役及び職業紹介責任者とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者とする(※)。
- 4.2 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱に関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 4.3 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。これらに基づき訂正(削除を含む。以下。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 4.4 求職者等の個人情報等に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意をもって適切な処理をすることとする。なお、個人情報に係る苦情処理担当者は、職業紹介責任者とする(※)。

5 返戻金制度に関する事項

採用決定者が入社後3ヶ月未満で、本人の都合による退職又は本人の責に基づく解雇により、雇用契約が終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を返還する。

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| 5.1 入社後1ヶ月未満に雇用契約が終了した場合 | _____ 80% |
| 5.2 入社後1ヶ月以上2ヶ月未満に雇用契約が終了した場合 | _____ 50% |
| 5.3 入社後2ヶ月以上3ヶ月未満に雇用契約が終了した場合 | _____ 30% |

(※) 求職者情報の取扱者、個人情報の取扱者及び苦情処理の責任者は、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介責任者です。